定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十九日に開催予定の定時株主総会において承認されることを条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月八日

愛媛県松山市古三津六丁目一〇番二九号

愛媛オーシャン・ライン株式会社

代表取締役　渡部　哲

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月八日

鹿児島県奄美市名瀬入舟町八番二一号

マルエーフェリー株式会社

代表取締役　有村　和晃

株式交換につき通知公告

当社は、平成三十年六月六日開催の定時株主総会において、平成三十年七月一日を効力発生日として、日本テレビホールディングス株式会社（本店所在地東京都港区東新橋一丁目六番一号）を当社の完全親会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

この株式交換に伴い、会社法第七八五条第一項に基づき、当社の株式の買取を請求される株主は、本株式交換の効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知下さい。

平成三十年六月八日

東京都千代田区四番町五番地六

株式会社バップ

代表取締役社長執行役員　花房　秀治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山口勝業が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年六月八日

東京都千代田区神田神保町三丁目二番三神保町プレイス三階

MORNINGSTAR REAL－TIME DATA LIMITED

日本における代表者　山口　勝業

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である木下智雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年六月八日

神戸市西区美賀多台二丁目一七番地の六

G7 INTERNATIONAL PTE. LTD.

日本における代表者　木下　智雄

限定承認公告

本籍神奈川県平塚市豊田小嶺五二五番地一五、最後の住所神奈川県平塚市豊田小嶺五二五番地の一五　被相続人　亡　木村　信隆

右被相続人は平成三十年二月十三日死亡し、その相続人は平成三十年五月二十三日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

神奈川県平塚市代官町一〇―一三ファーストビル代官町四階　城田法律事務所

相続財産管理人木村隆仁

代理人弁護士　城田　孝子

仮想通貨交換業の廃止の公告

当社は、平成三十年七月九日をもって、仮想通貨交換業の全部を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行は完了しており、また、利用者への返還又は移転が必要な利用者の財産はございません。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告します。

平成三十年六月八日

岐阜県岐阜市長住町九丁目一一番地

ブルードリームジャパン株式会社

代表取締役　近藤　久展

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成三十年三月二十日開催の臨時総会において、出資一口の金額を五百円から一円に減少することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合の事務所に備え置いてあります。

以上、水産業協同組合法第五十三条の規定により公告します。

平成三十年六月八日

千葉県市川市行徳駅前一丁目二六番八号

南行徳漁業協同組合

代表理事組合長　及川七之助

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成三十年五月二十七日開催の第三十四回通常総会において、出資一口の金額を一万円から五千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成三十年六月八日

長野県長野市大字南長野新田町一四八二番地二

企業組合労協ながの

代表理事　青木　健

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億五千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月九日

掲載頁　五十九頁（号外三号）

平成三十年六月八日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｋａｓｅｉ特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

RSIC Tokyo Residence 1特定目的会社（以下、「本特定目的会社」という。）は平成三十年六月二十二日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先出資金の額の減少をする目的

本特定目的会社が減資消却可能額（特定資産の売却、消費税の還付、減価償却の累計額等を含む。）をもって優先出資社員に資産流動化計画に係る業務の終了前に金銭を払い戻すため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

本特定目的会社の減資消却可能額の範囲内で、取締役が定める金額をもって優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

右記二の判断がなされてから三箇月以内の取締役の定める日に行う。

四、優先資本金の減少する額

金十四億二千八百万円

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法

本特定目的会社は種類の異なる優先出資を発行しておらず、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却の対象とし、その口数は金十四億二千八百万円を五万円で除した二万八千五百六十口とする。

六、優先出資の消却の方法

各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて簡易減資消却とする。

七、優先出資の額の減少において消却に要する金額

金十四億二千八百万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

本特定目的会社は種類の異なる優先出資を発行しておらず、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象とする。

平成三十年六月八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

RSIC Tokyo Residence 1特定目的会社

取締役　鄭　武壽

訂正公告

平成三十年五月三十一日（号外第一一六号）掲載の新設分割公告（枠組）中、新設する株式会社ファンシーの住所に「京都市左京区岡崎円勝寺町五―二」とあるは「京都市左京区岡崎成勝寺町五―二」の誤りにつき訂正します。

平成三十年六月八日

京都市下京区室町通高辻上ル山王町五六九

株式会社ファンシー

代表取締役　佐野　隆之

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月八日付第一二三号一六ページ
◉付録　五月官報目録一二ページ

○ページ●同日付政府調達第一〇六号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）